



北海道環境マネジメントシステムスタンダード / 産業廃棄物処理業者用システム規格

# 環境活動レポート 2016

◆ 対象期間 : 2016年 4月 ~ 2017年 3月

◆ 発行日 : 2017年 9月 1日



安心という選択

## 函館環境衛生株式会社

みんなの家『地球』 みんなで大事にしよう!

函館環境衛生

検索



[www.hakodate-kankyo.com](http://www.hakodate-kankyo.com)

〒042-0944 函館市金堀町5-23

TEL 0138-51-7750

FAX 0138-51-7790





## 目次

◆ 社長からのご挨拶	P 1
◆ 会社概要（事業の概要）	P 2
◆ 会社概要（許認可等）	P 3
◆ 会社概要（有資格者）	P 4
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（収集運搬業:施設等の状況）	P 5
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（収集運搬業:処理の状況）	P 6
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（収集運搬業:許可証(産業廃棄物)）	P 7
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（収集運搬業:許可証(特別管理産業廃棄物)）	P 8
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（処分業:施設等及び処理の状況）	P 9
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（処分業:許可証(産業廃棄物)）	P 10
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（処分業:許可証(特別管理産業廃棄物)）	P 11
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（処分業:処理工程図(汚泥の脱水・固化施設)）	P 12
◆ 産業廃棄物処理業に関する事項（処分業:処理工程図(廃油の油水分離施設)）	P 13
◆ HES:産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容	P 14
◆ 環境改善活動の取組み体制	P 15
◆ 環境改善活動の役割・責任・権限	P 16
◆ 環境に関する基本方針	P 17
◆ 環境目的・目標	P 18
◆ 環境活動計画	P 19
◆ 環境目標の実績（電気使用量・ガス使用量）	P 20
◆ 環境目標の実績（灯油使用量・軽油使用量）	P 21
◆ 環境目標の実績（ガソリン使用量・二酸化炭素排出量）	P 22
◆ 環境目標の実績（水使用量・紙使用量・グリーン購入）	P 23
◆ 環境目標の実績（一般廃棄物排出量・産業廃棄物排出量）	P 24
◆ 環境目標の実績（産業廃棄物処分量（汚泥・廃油））	P 25
◆ 環境活動計画の取組み結果とその原因・評価、次年度の取組み内容	P 26
◆ 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無	P 27
◆ 最高責任者による評価	P 28
◆ 環境改善活動の様子	P 29～30





## 社長からのご挨拶

おかげさまで、昭和33年の設立より60年を迎えようとしております。

これも偏に支えていただいた地域の方々や、苦勞を重ね当社を守って

いただいた先人の方々のおかげであると思います。

私たちの仕事は決して派手なものではありません。

むしろ、あまり目につかないことの方が多いと思います。

地中に埋まっている便槽や浄化槽、グリーストラップや排水管、公道

では下水管や雨水管、道路脇の側溝等があります。

目に見えない部分を清掃するため、なかなか気付いていただくことは

ありませんが、市民の皆様の生活や事業活動には、確実に役立っている

ものと自負しております。

私たちは、そのような仕事を誇りに

思うと同時に、皆様のサポート役で

あり続けたいと願っております。

今後とも変わらぬお引き立てのほど、

よろしくお願い申し上げます。



函館環境衛生株式会社

代表取締役社長 久保 俊彦



## 会社概要

### ◆事業の概要（2017年9月1日現在）

会社名	函館環境衛生株式会社		
代表者氏名	代表取締役社長	久保俊彦	
役員等の氏名・ 就任年月日	代表取締役会長	久保俊幸	（平成28年 5月23日重任）
	代表取締役社長	久保俊彦	（平成29年 4月 1日就任）
	取締役	池田勇一	（平成28年 5月23日重任）
	取締役	上坂 広	（平成28年 5月23日重任）
	取締役	天野勝也	（平成29年 4月 1日就任）
	取締役	杉谷忠幸	（平成29年 4月 1日就任）
	監査役	杉谷康弘	（平成28年 5月23日重任）
監査役	久保幸子	（平成28年 5月23日重任）	
設立年月日	昭和33年 3月27日設立		
事業所所在地	本社・廃油処理センター：北海道函館市金堀町5番23号		
	汚泥脱水処理施設：北海道函館市西桔梗町818番12号		
	札幌支店：北海道札幌市白石区本通11丁目南1番30号		
	北広島支店：北海道北広島市西の里南1丁目1番地7		
環境管理責任者 氏名及び連絡先	氏名	池田勇一	
	連絡先	TEL:0138-51-7750 FAX:0138-51-7790	
事業内容	一般並びに産業廃棄物の収集・運搬及び中間処理、下水処理場の運転管理、下水管の調査・清掃・維持及び止水工事、浄化槽・貯水槽の維持管理及び清掃、再生油の販売、路面清掃、土木工事、管工事、水道施設工事		
資本金	40,000千円		
売上高	1484百万円（平成28年度）		
従業員数	137名（パート社員等27名を含む）		
敷地面積	13,633.69㎡（本社）		
延床面積	1,081.00㎡（本社）		
沿革	昭和33年03月27日	北海道函館市日乃出町25番6号にて函館清掃株式会社設立・清掃業を営む	
	昭和44年11月15日	北海道函館市金堀町5番23号へ移転	
	昭和46年05月16日	函館環境衛生株式会社に社名を変更	
	昭和48年04月04日	廃油処理センターを開設	
	昭和48年05月16日	函館市より産業廃棄物収集運搬業許可を取得	
		函館市より産業廃棄物処分業許可を取得（油水分離施設）	
	昭和63年06月30日	汚泥脱水処理施設を開設	
	昭和63年09月06日	北海道より産業廃棄物収集運搬業許可を取得	
	平成05年07月01日	函館市より特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得	
		函館市より特別管理産業廃棄物処分業許可を取得	
	平成05年09月20日	北海道より特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得	
	平成07年08月10日	函館市より産業廃棄物処分業許可を取得（脱水施設）	
	平成15年09月11日	札幌市より産業廃棄物収集運搬業許可を取得	
	平成16年02月27日	ISO9001:2000認証を取得	
	平成19年10月15日	札幌支店を開設・北広島支店を開設	
平成22年04月14日	旭川市より産業廃棄物収集運搬業許可を取得		
平成24年12月21日	北海道環境マネジメントシステムスタンダード産業廃棄物処理業者用システム規格に適合		
平成25年09月24日	北海道より優良産廃処理業者に認定（産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業）		





# 会社概要

## ◆許認可等

許認可の種類	認可先	許認可番号	許認可(更新)年月日	許認可(更新)年月日
建設業許可	北海道	(般-26)渡第00770号	平成27年 1月 25日	平成32年 1月 24日
産業廃棄物収集運搬業許可(優良)	北海道	第 00100004439号	平成25年 9月 24日	平成32年 9月 5日
産業廃棄物処分業許可	函館市	第 05221004439号	平成25年 9月 7日	平成30年 9月 6日
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(優良)	北海道	第 00150004439号	平成25年 9月 24日	平成32年 9月 19日
特別管理産業廃棄物処分業許可	函館市	第 05276004439号	平成25年 7月 1日	平成30年 6月 30日
一般廃棄物収集運搬業許可	函館市(一般廃棄物)	第 2号	平成28年 4月 1日	平成30年 3月 31日
一般廃棄物収集運搬業許可	北斗市(し尿を除く一般廃棄物)	第 28-20号	平成28年 4月 1日	平成30年 3月 31日
一般廃棄物収集運搬業許可	七飯町(し尿および浄化槽汚泥を除く一般廃棄物)	第 8号	平成28年 4月 1日	平成30年 3月 31日
一般廃棄物収集運搬業許可	森町(事業系一般廃棄物及び特定家庭用機器廃棄物/積卸しのみ)	廃第29-6号指令	平成29年 8月 18日	平成31年 8月 17日
一般廃棄物収集運搬業許可	森町(浄化槽汚泥/浄化槽の清掃に限る)	廃第28-3号指令	平成28年 4月 1日	平成30年 3月 31日
一般廃棄物収集運搬業許可	鹿部町(事業系一般廃棄物及び特定家庭用機器廃棄物)	鹿民廃第 29-6号	平成29年 8月 18日	平成31年 8月 17日
一般廃棄物収集運搬業許可	鹿部町(浄化槽汚泥)	鹿民廃第 28-2号	平成28年 4月 1日	平成30年 3月 31日
し尿浄化槽清掃業許可	函館市	環し浄指令第 1号	昭和56年 1月 28日	—
浄化槽清掃業許可	北斗市	第 29-4号	平成29年 4月 1日	平成30年 3月 31日
浄化槽清掃業許可	七飯町	第 3号	平成29年 4月 1日	平成30年 3月 31日
浄化槽清掃業許可	森町	浄第 29-2号指令	平成29年 4月 1日	平成32年 3月 31日
浄化槽清掃業許可	鹿部町	鹿民浄第 29-1号	平成29年 4月 1日	平成31年 3月 31日
浄化槽保守点検業登録	北海道	浄保 60 第 26号	平成27年 12月 6日	平成30年 12月 5日
浄化槽保守点検業登録	函館市	第 4号	平成27年 10月 15日	平成30年 10月 14日
建築物排水管清掃業登録	北海道	北海道 15排第 5号	平成27年 7月 18日	平成33年 7月 17日
建築物貯水槽清掃業登録	北海道	北海道 56貯第 68号	平成23年 11月 26日	平成29年 11月 25日
地下タンク等定期点検事業者認定	財団法人全国危険物安全協会	地(7)第 01047号	平成29年 6月 1日	平成34年 5月 31日
水道局指定給水装置工事事業者指定	函館市	第 0035号	平成29年 4月 25日	—
水道局指定給水装置工事事業者指定	北斗市	第 142号	平成20年 3月 1日	—
水道局指定給水装置工事事業者指定	七飯町	第 72号	平成10年 4月 10日	—
排水設備工事指定業者指定	函館市	平成29年度第 56号	平成29年 4月 1日	平成32年 3月 31日
排水設備工事指定業者指定	北斗市	北第 31号	平成28年 4月 1日	平成30年 3月 31日
水道局指定給水装置工事事業者指定	札幌市	第 2-256号	平成20年 1月 30日	—
水道局指定給水装置工事事業者指定	北広島市	第 12号	平成20年 5月 26日	—
水道局指定給水装置工事事業者指定	江別市	第 18号	平成29年 4月 28日	—
排水設備工事指定業者指定	札幌市	第 483号	平成29年 4月 1日	平成34年 3月 31日
排水設備工事指定業者指定	北広島市	第 13号	平成25年 4月 1日	平成30年 3月 31日
排水設備工事指定業者指定	江別市	第 18号	平成29年 4月 28日	平成32年 3月 31日





## 会社概要

### ◆有資格者

1級土木施工管理技士	5名
2級土木施工管理技士	10名
1級管工事施工管理技士	4名
2級管工事施工管理技士	6名
1級建設機械施工技士	1名
2級建設機械施工技士	3名
2級建築施工管理技士	1名
1級配管・配管工	2名
建築配管作業1級技能士	3名
給水装置工事主任技術者	10名
監理技術者	5名
建設業経理士2級	4名
建築物環境衛生管理技術者	1名
防除作業監督者	1名
空気環境測定実施者	1名
酸素欠乏作業主任者1種・2種	23名
小型移動式クレーン	21名
玉掛け	24名
産業洗浄士（高圧洗浄）	15名
危険物乙種第四類	12名
ボイラー技士1級	1名
ボイラー技士2級	4名
地下タンク点検技術者	2名
浄化槽管理士	5名
浄化槽設備士	4名
浄化槽技術管理者	1名
下水道管路管理技士（清掃、調査、修繕・改築）	2名
下水道管路管理技士（清掃、修繕・改築）	2名
下水道管路管理技士（清掃）	2名
下水道管路管理主任技士	1名
下水道技術検定第3種	1名
下水道管理技術認定試験管路施設	3名
下水道管理技術認定試験処理施設	4名
産業廃棄物焼却管理者	1名
産業廃棄物中間処理管理者	1名
有機溶剤作業主任者	2名
排水設備工事責任技術者	1名



## 産業廃棄物処理業に関する事項

◆収集運搬業：施設等の状況

●許可内容

許可都道府県：北海道

事業の範囲：

産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん

特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。廃バッテリーを含む。）、廃石綿等

積替え保管：なし

●車両の種類と台数

(会社所有全車両)

(産業廃棄物収集運搬登録車両)

車種	台数	車種	台数
糞尿車	16台	糞尿車	7台
塵芥車	16台	塵芥車	8台
清掃車	10台	清掃車	9台
ダンプ	11台	ダンプ	11台
脱着装置付コンテナ専用車	2台	脱着装置付きコンテナ専用車	2台
バン	2台	バン	3台
タンク車	2台	タンク車	2台
キャブオーバ（軽も含む）	14台	キャブオーバー	12台
散水車	1台		
検査測定車	3台		
ショベル・ローダ/ホイールローダ	3台		
道路作業車	2台		
工作車	1台		
小型貨物	2台		
軽乗用車・軽乗用車バン	9台		
普通乗用車	3台		

●産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低公害車の導入の状況

運搬車の排ガスレベル	保有台数（54台）
1) 平成16年までの排出ガス規制適合車	35台
2) 平成17年排出ガス規制適合車	3台
3) 平成17年排出ガス規制適合/平成17年基準PM10%低減達成車	5台
4) 平成19年排出ガス規制適合車	3台
5) 平成21年排出ガス規制適合車	2台
6) 平成21年排出ガス規制適合/平成21年基準10%低減達成車	4台
7) 平成22年排出ガス規制適合車	1台
8) 平成22年排出ガス規制適合/平成22年基準10%低減達成車	1台

運搬車の燃費低減レベル	保有台数（割合）	
平成22年度燃費基準達成車	—	3台 5.6%
	5%低減レベル	0台 0%
	10%低減レベル	0台 0%
	15%低減レベル	0台 0%
	20%低減レベル	0台 0%
平成27年度燃費基準達成車	—	5台 9.3%
	5%低減レベル	3台 5.6%



## 産業廃棄物処理業に関する事項

◆収集運搬業 : 処理の状況

●収集運搬実績 (2016年度)

産業廃棄物	
廃棄物の種類	数量 (t)
燃え殻	28.210 t
汚泥	16,494.020 t
廃油	650.499 t
廃酸	0 t
廃アルカリ	45.072 t
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	615.614 t
紙くず	154.680 t
木くず	370.057 t
繊維くず	5.487 t
動植物性残さ	1,828.850 t
動物系固形不要物	0 t
ゴムくず	0 t
金属くず	235.326 t
ガラスくず	245.270 t
コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)	232.060 t
鋳さい	20.830 t
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	537.326 t
動物のふん尿	0 t
動物の死体	0 t
ばいじん	0 t
混合廃棄物	794.381 t
特別管理産業廃棄物	
廃棄物の種類	数量 (t)
廃油(灯油類及び軽油類)	0 t
廃酸(pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)	0 t
廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)	0 t
廃石綿等	0.850 t

### 廃棄物の処理料金

産業廃棄物の種類・性状・量・運搬距離等により料金が異なりますので、都度個別にお見積りをして金額の提示を致します (お見積りは無料です)。



## 産業廃棄物処理業に関する事項

- ◆収集運搬業 : 産業廃棄物収集運搬業許可証 (優良)
- ※当社は優良産廃処理業者認定制度の認定を受けております

優良産廃処理業者認定制度とは  
 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準 (優良基準) に適合する産業廃棄物  
 処理業者を都道府県知事・政令市長が認定する制度です

情報公開用 : 再複写禁止

許可番号第00100004439号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道函館市金堀町5番23号

氏名 函館環境衛生株式会社  
代表取締役 久保 俊彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日 平成25年 9月24日  
 許可の有効年月日 平成32年 9月 5日

優  
良

1. 事業の範囲  
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん。積替保管なし。以下余白。
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 \*\*\*\*\*
3. 許可の条件  
 \*\*\*\*\*
4. 許可の更新又は変更の状況
 

昭和63年 9月 6日	変更許可 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、木くずの追加。)
平成 5年 9月 6日	許可の更新
平成10年 9月 6日	許可の更新
平成10年11月 7日	変更許可 (紙くず、繊維くず、ゴムくずの追加。)
平成15年 9月 6日	許可の更新
平成15年10月30日	変更許可 (燃え殻の追加。)
平成20年10月24日	更新時変更許可 (鉱さい、動物の死体、ばいじんの追加。)
平成21年 7月 9日	変更許可 (廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、動物のふん尿の追加。)
平成25年 9月24日	許可の更新
5. 積替え許可の有無      有 (無)
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無      有 (無)

平成29年5月30日許可証書換 (代表者の変更。)
(渡島総合振興局)





# 産業廃棄物処理業に関する事項

- ◆収集運搬業：特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（優良）
- ※当社は優良産廃処理業者認定制度の認定を受けております

優良産廃処理業者認定制度とは  
 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定する制度です

**情報公開用：再複写禁止**

許可番号第00150004439号

**特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証**

住所 北海道函館市金町5番23号

氏名 函館環境衛生株式会社  
代表取締役 久保 俊彦

優  
良

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日 平成28年12月13日  
 許可の有効年月日 平成32年 9月19日

- 事業の範囲  
 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、腐酸（pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む）、  
 廃アルカリ（pH12.5以上のもの。廃バッテリーを含む）、特定有害産業廃棄物（別紙  
 のとおり）積替保管なし。以下余白。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え  
 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
- 許可の条件  
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
- 許可の更新又は変更の状況  
 平成10年 9月20日 更新時変更許可（廃石綿等の追加。）  
 平成11年 3月25日 変更許可（腐酸（pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む）、  
 廃アルカリ（pH12.5以上のもの。廃バッテリーを  
 含む。）の追加。）  
 平成15年 9月20日 許可の更新  
 平成20年10月24日 許可の更新  
 平成23年12月28日 変更許可（廃油（揮発油類）の追加。）  
 平成25年 9月24日 許可の更新  
 平成28年12月13日 変更許可（特定有害産業廃棄物（鉛さい、ばいじん、燃え殻、廃油、  
 汚泥、腐酸、廃アルカリ）の追加。）
- 積替え許可の有無 毒（無）
- 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 毒（無）

平成29年5月30日許可証書換（代表者の変更。）（渡島総合振興局）

**情報公開用：再複写禁止**

別記様式2-B別紙

（特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙）

許可番号 00150004439  
 許可業者の名称 函館環境衛生株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類 廃棄物の種類	ボリ 塩化ビ フェニ ル等	ボリ 塩化ビ フェニ ル等	指 定下 水汚 染	腐 水 銀等	鉛 さい	飛 石 綿等	ば い じ ん	燃 え 殻	汚 泥	腐 酸	廃 アル カリ	産 業 廃 棄 物 を 処 分 す る た め に 処 理 し た も の
石棉												
アルキル水銀化合物												
水銀又はその化合物（アル キル水銀化合物を除く）												
カドミウム又はその化合物												
鉛又はその化合物												
有機燐化合物												
六価クロム化合物												
砒素又はその化合物												
シアン化合物												
ボリ塩化ビフェニル												
トリクロロエチレン												
テトラクロロエチレン												
ジクロロメタン												
四塩化炭素												
1,2-ジクロロエタン												
1,1-ジクロロエチレン												
シス-1,2-ジクロロエチレン												
1,1,1-トリクロロエタン												
1,1,2-トリクロロエタン												
1,1,2-ジクロロプロパン												
テトラム												
シマジン												
チオベンカルブ												
ベンゼン												
セレン又はその化合物												
1,4-ジオキサン												
ダイオキシン類												

（渡島総合振興局）



## 産業廃棄物処理業に関する事項

### ◆処分業：施設等及び処理の状況

#### ●許可内容（処分場の詳細）

【 産 業 廃 棄 物 】			
許可都道府県・政令市：函館市			
許可の年月日：平成28年9月12日			
許可の有効期限：平成30年9月6日			
許可番号：05221004439号			
事業の範囲：脱水（汚泥）、固化（汚泥）、油水分離（廃油）			
事業の用に供するすべての施設			
	施設 1	施設 2	施設 3
施設の種類	汚泥の脱水施設	施設の種類	汚泥の固化施設
施設の種類		施設の種類	廃油の油水分離施設
設置場所	函館市西桔梗町818番12	設置場所	函館市西桔梗町818番12
設置場所		設置場所	函館市金堀町5番23号
処理能力	24m <sup>3</sup> /日（8時間）3m <sup>3</sup> /時間	設置年月日	平成15年9月1日（既存施設 「トッケード」の竣工年月日）
設置年月日	平成7年8月10日	設置年月日	平成27年2月13日
変更許可年月		処理能力	7.2m <sup>3</sup> /日（8時間）0.9m <sup>3</sup> /時間
許可番号	函産施第1号	処理能力	29.16m <sup>3</sup> /日

【 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 】	
許可都道府県・政令市：函館市	
許可の年月日：平成25年7月1日	
許可の有効期限：平成30年6月30日	
許可番号：05276004439号	
事業の範囲：廃油（揮発油類、灯油類および軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）	
事業の用に供するすべての施設	
施設の種類	廃油（揮発油類、灯油類および軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）の油水分離施設
設置場所	函館市金堀町5番23号
設置年月日	平成27年2月13日
処理能力	7.2m <sup>3</sup> /日（8時間）0.9m <sup>3</sup> /時間

#### ●処分実績（2016年度）

産業廃棄物の種類	処理方法	処理実績
汚泥	脱水・固化（中間処理）	6,742.40 t
廃油	油水分離（中間処理）	648.22 t
廃油（特別管理）	油水分離（中間処理）	0 t

#### ●中間処理後の持出先・処理実績（2016年度）

産業廃棄物の種類	持出先	処理方法	処理実績
汚泥	委託処理	焼却・焼成	3,914.75 t
	委託処理	管理型埋立	257.48 t
	委託処理	堆肥化	152.88 t
廃油	委託処理	焼却・焼成	18.46 t
廃油（特別管理）	委託処理	焼却・焼成	0 t

#### ●環境保全措置概要

##### 汚泥処理施設（中間処理）

- 稼働時はシャッター等を閉め、悪臭・騒音を防止
- 脱臭装置を設置、屋内及び周囲の悪臭を防止

##### 廃油処理施設（中間処理）

- 屋外タンクは防油堤にて流出を防止
- 地下タンクは週一回、検知管より漏油の点検を実施

#### 廃棄物の処理料金

産業廃棄物の種類・性状・量・運搬距離等により料金が異なりますので、都度個別にお見積りをして金額の提示を致します（お見積りは無料です）。





# 産業廃棄物処理業に関する事項

◆ 処分業

産業廃棄物処分業許可証

様式第九号の二（第十条の六関係）	<b>情報公開用：再複写禁止</b>
許可番号 05221004439号	
<h2 style="margin: 0;">産業廃棄物処分業許可証</h2>	
住 所 北海道函館市金堀町5番23号 氏 名 函館環境衛生株式会社 代表取締役 久保 俊彦	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。	
函館市長 工 藤 壽 樹	
許可の年月日 平成28年9月12日 許可の有効年月日 平成30年9月6日	
1. 事業の範囲 脱水（汚泥） 固化（汚泥） 油水分離（廃油）	
2. 事業の用に供するすべての施設	
施設1	施設の種類 汚泥の脱水施設 設置場所 函館市西桔梗町818番12 処理能力 24 m <sup>3</sup> /日（8時間） 3 m <sup>3</sup> /時間 変更許可年月日 平成7年8月10日 許可番号 函産施第1号
施設2	施設の種類 汚泥の固化施設 設置場所 函館市西桔梗町818番12 設置年月日 平成15年9月1日（既存施設（ストックヤード）の竣工年月日） 処理能力 29.16 m <sup>3</sup> /日
施設3	施設の種類 廃油の油水分離施設 設置場所 函館市金堀町5番23号 設置年月日 平成27年2月13日 処理能力 7.2 m <sup>3</sup> /日（8時間） 0.9 m <sup>3</sup> /時間
3. 許可の条件 該当なし	
4. 許可の更新又は変更の状況 昭和48年5月16日 当初許可年月日 平成25年9月11日 更新許可年月日（第5回） 平成28年9月12日 変更許可年月日（固化（汚泥）の追加）	
5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無	
平成29年4月13日 許可証書換え交付（代表者の変更）	



## 産業廃棄物処理業に関する事項

◆ 処分業

特別管理産業廃棄物処分業許可証

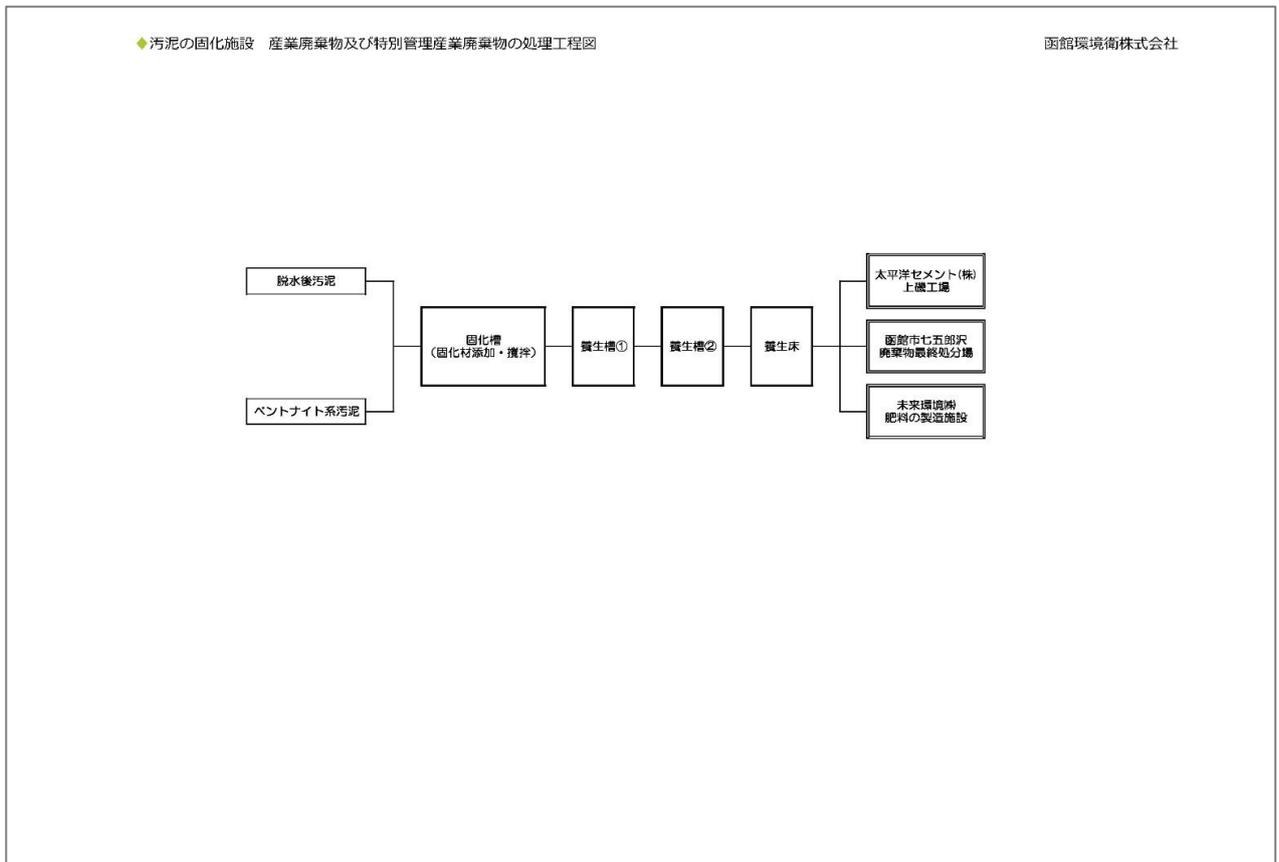
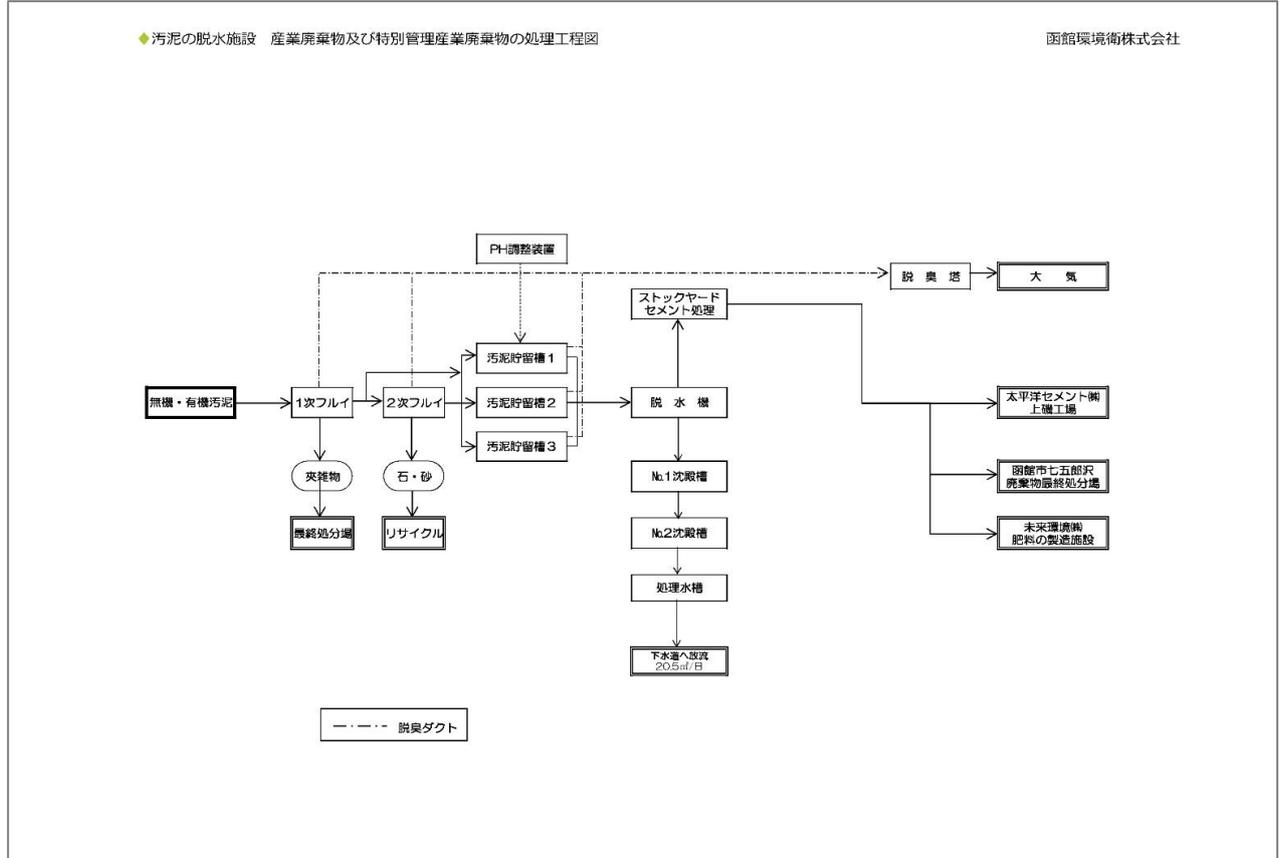
様式第十五号（第十条の十八関係）	<b>情報公開用：再複写禁止</b>
許可番号 05276004439号	
<b>特別管理産業廃棄物処分業許可証</b>	
住所 北海道函館市金堀町5番23号	
氏名 函館環境衛生株式会社 代表取締役 久保 俊彦	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。	
函館市長 工 藤 壽 樹	
許可の年月日 平成25年7月1日	
許可の有効年月日 平成30年6月30日	
<p>1. 事業の範囲 油水分離（廃油（揮発油類、灯油類および軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。））</p> <p>2. 事業の用に供するすべての施設 施設の種類 廃油（揮発油類、灯油類および軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）の油水分離施設 設置場所 函館市金堀町5番23号 設置年月日 平成27年2月13日 処理能力 7.2 m<sup>3</sup>/日（8時間） 0.9 m<sup>3</sup>/時間</p> <p>3. 許可の条件 該当なし。</p> <p>4. 許可の更新又は変更の状況 平成5年7月1日 当初許可年月日 平成25年7月10日 更新許可年月日（第4回）</p> <p>5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無</p>	
平成27年2月26日	許可証書換え交付（事業の用に供する施設（廃油の油水分離施設）の変更）
平成29年4月13日	許可証書換え交付（代表者の変更）



# 産業廃棄物処理業に関する事項

## ◆処分業

### ● 処理工程図 : 汚泥の脱水・固化施設





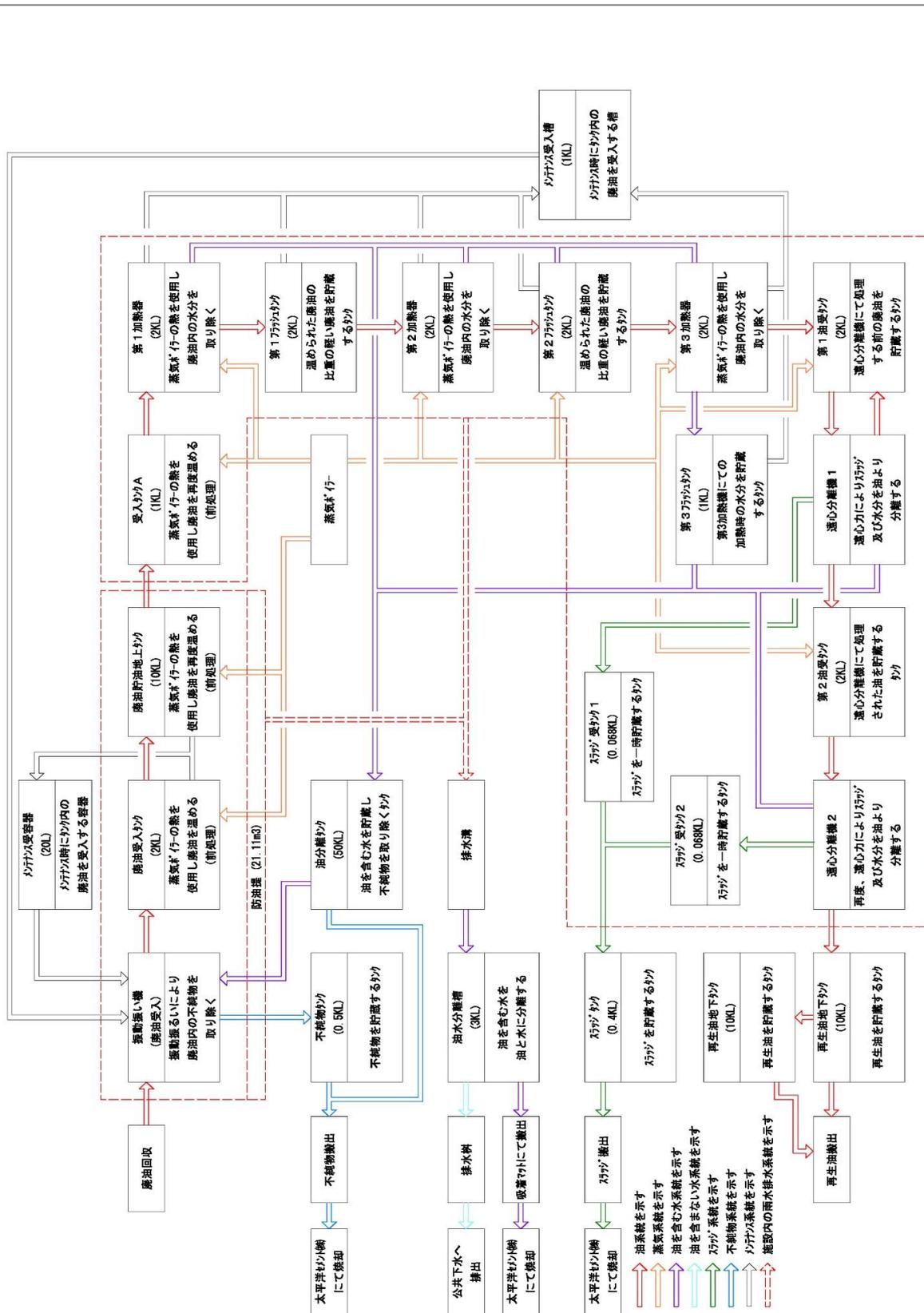
# 産業廃棄物処理業に関する事項

## ◆ 処分業

### ● 処理工程図 : 廃油の油水分離施設

函館環境株式会社

◆ 廃油の油水分離施設 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理工程図





## HES:産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容

登録日	2012年12月21日
有効期限	2018年12月20日
登録番号	HESW : 0009
組織及び所在地	函館環境衛生株式会社 北海道函館市金堀町5番23号
登録範囲	<p>【対象組織】 本社・廃油処理センター : 北海道函館市金堀町5番23号                  汚泥脱水処理施設 : 北海道函館市西桔梗町818番12                  札幌支店 : 北海道札幌市白石区本通11丁目南1番30号                  北広島支店 : 北海道北広島市西の里南1丁目1番地7</p> <p>【活動内容】 一般並びに産業廃棄物の収集・運搬及び中間処理、下水処理場の運転管理、                  下水管の調査・清掃・維持及び止水工事、浄化槽・貯水槽の維持管理及び                  清掃、再生油販売、路面清掃、土木工事、管工事、水道施設工事</p>
事業年度	4月1日～翌年3月31日 ※本活動レポートの対象期間は2016年4月1日～2017年3月31日




### 登録証

HES 産業廃棄物処理業者用システム規格

---

組織及び所在地  
**函館環境衛生株式会社**  
北海道函館市金堀町5番23号

---

登録範囲  
**【対象組織】** 本社・廃油処理センター：北海道函館市金堀町5番23号  
 汚泥脱水処理施設：北海道函館市西桔梗町818番12号  
 札幌支店：北海道札幌市白石区本通11丁目南1番30号  
 北広島支店：北海道北広島市西の里南1丁目1番地7

**【活動内容】** 一般並びに産業廃棄物の収集・運搬及び中間処理、下水処理場の運転管理、  
 水管の調査・清掃・維持及び止水工事、浄化槽・貯水槽の維持管理及び清掃、  
 再生油販売、路面清掃、土木工事、管工事、水道施設工事

---

登録番号	登録日	有効期限
HESW : 0009	2012年12月21日	2018年12月20日

---

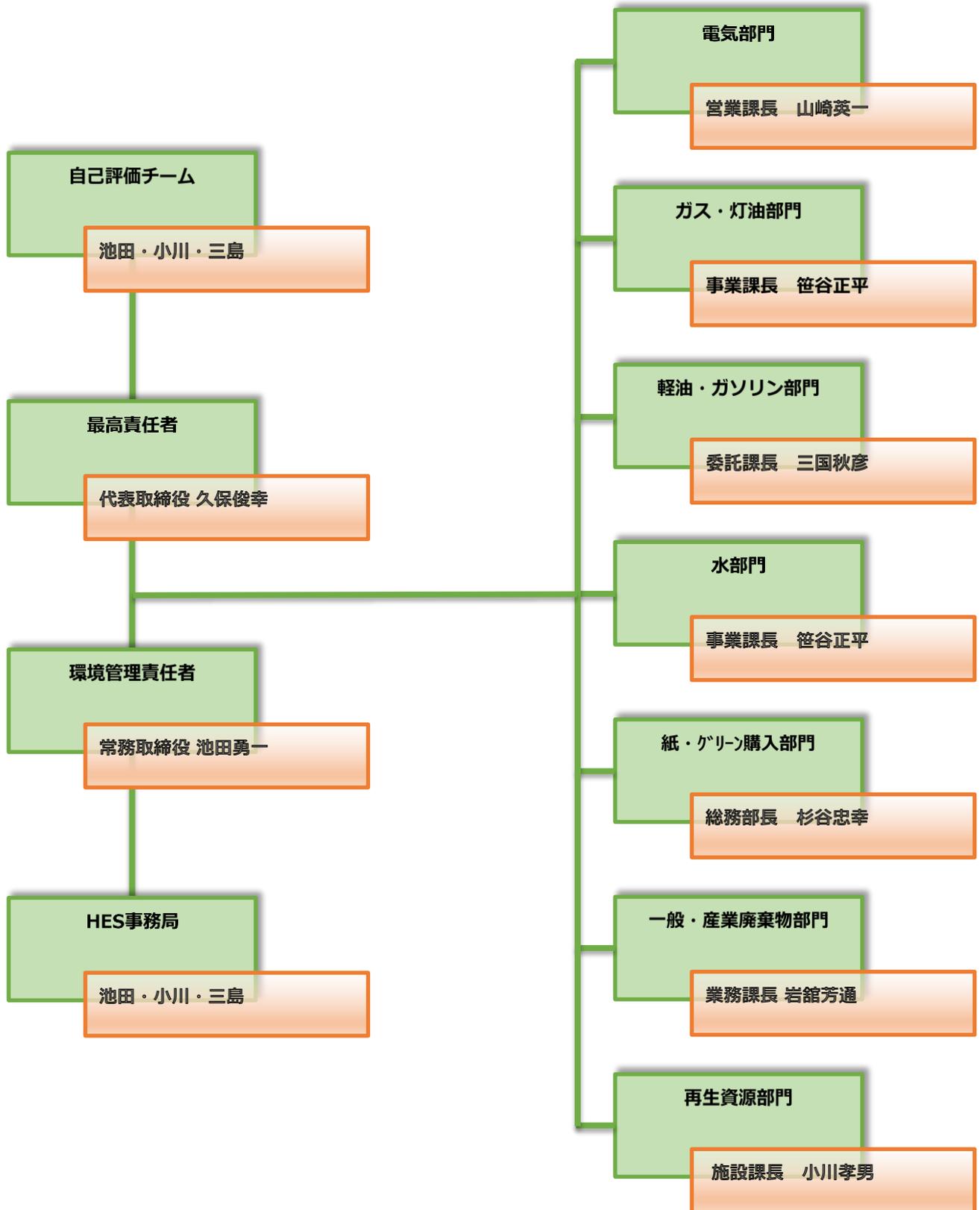
貴組織の環境マネジメントシステムは、  
 北海道環境マネジメントシステムスタンダード審査登録制度に基づいて審査した結果、  
 上記の範囲でHES産業廃棄物処理業者用システム規格の規格に適合していることを証します。  
 2016年12月27日

エイチ・イー・エス推進機構  
 会長 **岩田 圭 剛**  
 理事長 **小林 三 樹**



# 環境改善活動の取組み体制

◆環境マネジメントシステム体制図（2016年度）





## 環境改善活動の役割・責任・権限

◆役割・責任・権限一覧表

組 織	責任者	主な業務内容と責任と権限
全 体	最高責任者	① 当社の環境マネジメントの最高責任 ② 環境管理責任者の任命及び環境マネジメント組織の明確化 ③ 環境に関する基本方針の制定、環境目的・目標、環境目標計画書兼進捗管理表の承認 ④ 最高責任者による評価の実施 ⑤ 環境マネジメントマニュアルの承認 ⑥ 環境マネジメントシステムの実施に必要な資源の投資 ⑦ 自己評価チームの任命(リーダー・評価員) ⑧ 法的及び当社が同意するその他の要求事項の特定及び変更の承認 ⑨ 事故・緊急事態発生時の判断 ⑩ 環境活動レポートの承認
	環境管理責任者 (HES事務局)	① HESの構築・実施・維持 ② 環境マネジメントマニュアルの立案・見直し及び関連文書等の承認 ③ 環境目標計画書兼進捗管理表の作成・実施・進捗確認・是正処置(再発防止)の実施 ④ 環境マネジメントシステム実績等を最高責任者へ報告 ⑤ 環境マネジメントシステムのための資源、要員の提言 ⑥ 環境に関する各種問題の解決と検証の総括 ⑦ 文書・記録の管理 ⑧ 環境影響要因の調査に関する業務 ⑨ 各種環境情報に対する指示 ⑩ 法的及び当社が同意するその他の要求事項の調査及び遵守評価 ⑪ 是正処置(再発防止)と予防処置(未然防止)の管理 ⑫ 教育の実施 ⑬ 事故・緊急事態の特定、訓練・見直し ⑭ 関係者への手順書・要求事項の伝達 ⑮ 環境活動レポートの作成 ⑯ 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価制度の情報公開
各部門	実施責任者	① 部門での環境影響要因の抽出 ② 環境目標達成への改善活動責任 ③ 環境情報の対応と連絡 ④ 事項・緊急事態の対応と対策の実施
自己評価チーム	リーダー	① 自己評価チームの統括 ② 自己評価員の養成
	評価員	① リーダー指揮のもと、自己評価を実施





## 環境に関する基本方針

### 基本理念

私達は、『健全で恵み豊かな環境を次世代へつなげていきたい』と考えております。  
地域を代表する廃棄物処理業者として、常に地球環境保全を心掛け、社訓である『親切 丁寧 敏速』に基づき、従業員全員が人間としての正しい考え方、向上心、感謝の気持ちを忘れずに、最大の努力をして環境活動に取り組むことをお約束いたします。

### 基本方針

私達は、すべての事業活動から発生する環境影響を認識し、次の方針に基づき環境改善活動を推進いたします。

- ① 環境経営マネジメントシステムを構築し、環境負荷の低減、環境汚染の予防などに取り組むとともに、その改善を継続的に推進いたします。
- ② 事業活動にかかわる環境関連法令、参加する協定等、その他の要求事項を遵守いたします。
- ③ 次の項目を重点テーマとし、明確な目標設定をもって取り組んでまいります。
  - エネルギー消費量の削減による二酸化炭素排出量の削減
  - 水使用量の削減
  - 紙の使用量の削減
  - グリーン購入を推進
  - 事業活動により排出される一般廃棄物・産業廃棄物量の削減
  - 汚泥・廃油の中間処理による排出者の環境負荷削減に寄与
- ④ 地球環境保全の意識を高めるため、全従業員への環境教育・啓蒙活動をおこない、積極的に地域社会貢献活動を行います。

この環境に関する基本方針は、全従業員で高い目標を持ち、環境改善活動を繰り返し行うことで、環境活動の定着・向上に努めるとともに、すべての方に対して開示をいたします。

2015年6月1日制定

函館環境衛生株式会社

代表取締役 久保俊幸

〒042-0944 北海道函館市金堀町5-23

T E L 0138-51-7750 F A X 0138-51-7790



## 環境目的・目標

### ◆ 目的・目標一覧

項目	基準年度	環境目標			環境目的
		2015年度	2016年度	2017年度	
二酸化炭素 排出量の削減	2014年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	地球温暖化対策の推進
	1,063,277kg-CO <sub>2</sub>	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
電気 使用量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	電気の使用量を削減して 二酸化炭素排出量を削減 する
	402,325.0 kwh	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
LPガス 使用量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	LPガスの使用量を削減 して二酸化炭素排出量を 削減する
	451.8 m <sup>3</sup>	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
灯油 使用量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	灯油の使用量を削減して 二酸化炭素排出量を削減 する
	15,477.4 ℓ	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
軽油 使用量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	軽油の使用量を削減して 二酸化炭素排出量を削減 する
	302,381.0 ℓ	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
ガソリン 使用量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	ガソリンの使用量を削減 して二酸化炭素排出量を 削減する
	16,630.0 ℓ	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
水 使用量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	水の使用量を削減して水 資源を保全する
	13,531.0 m <sup>3</sup>	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
紙 使用量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	紙の使用量を削減して天 然資源を保護する
	205,500.0 枚	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
グリーン購入 の促進	2013年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	環境負荷の小さいものを 購入して、グリーン市場 を拡大する
	紙類 1.0 品目 文具 10.0 品目	1品目ずつ増やす	1品目ずつ増やす	1品目ずつ増やす	
一般廃棄物 排出量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	廃棄物の排出量を削減し て循環型社会を目指す
	38,523.0 ℓ	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
産業廃棄物 排出量の削減	2011年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	廃棄物の排出量を削減し て循環型社会を目指す
	28.4 m <sup>3</sup>	1%削減する	1%削減する	1%削減する	
産業廃棄物受入量 を増やし再生資源 を増やす	2014年度基準	前年度から	前年度から	前年度から	産業廃棄物受入量を増や し、資源循環型社会を構 築する
	汚泥 6,248.7 t 廃油 874.0 t	1%増やす	1%増やす	1%増やす	



## 環境活動計画

◆2016年度施策

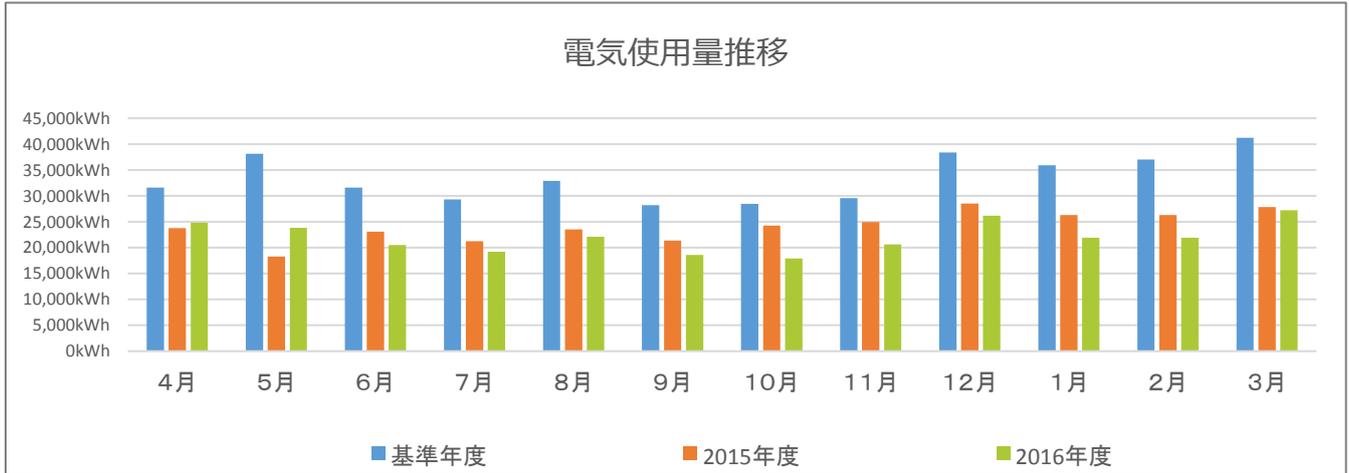
活動項目		2016年度目標	施策内容
二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の削減	前年度から1%削減する	①社屋内の照明は、過剰な明るさとならないよう調整する。 ②クールビズ（冷房時の設定温度を28℃）ウォームビズ（暖房時の設定温度20℃）を励行し徹底されているかを定期点検する。 ③不要な待機電力をなくすため、コンセントを抜く。
	LPGガス使用量の削減	前年度から1%削減する	①やかん等で必要以上にお湯を沸かさない（ガス台の無人使用は避ける）。 ②給湯器のお湯を出しっ放しにしない。 ③使用しない時は、ガスの元栓を閉める。
	灯油使用量の削減	前年度から1%削減する	①ウォームビズ（暖房時の設定温度20℃）を励行し、暖房機器のを短縮。 ②冷暖房灯油機器はこまめにフィルター等の点検・清掃をし、運転時の効率を上げる。
	軽油使用量の削減	前年度から1%削減する	①車両の運転時にはエコドライブを徹底する。 ②すべての車両は、始業前点検をする。 ③車両運行には効率的な走行ルートを作成し、作業にあたる。 ④毎月の車両整備を強化する。
	ガソリン使用量の削減	前年度から1%削減する	①車両の運転時にはエコドライブを徹底する。 ②すべての車両は、始業前点検をする。 ③車両運行には効率的な走行ルートを作成し、作業にあたる。 ④毎月の車両整備を強化する。
水使用量の削減	前年度から1%削減する	①節水に対する注意喚起を促すため、水を使用する場所へポスターなどを貼り付ける。 ②洗車にはバケツの水を使用することを推奨する。 ③漏水箇所がないか、定期的に点検する。	
紙使用量の削減	前年度から1%削減する	①社内文書などは、新しい紙を使用せず裏紙の再利用を徹底する。 ②プロジェクター等を有効に活用し、紙の使用は最小限に抑える。 ③FAXの受信は、まずデータで受信し、パソコン上で内容を確認してから必要なデータのみを紙に印刷する。	
グリーン購入の促進	前年度から1品目ずつ増やす	①環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入する	
一般廃棄物排出量の削減	前年度から1%削減する	①ミックスペーパー・段ボール・新聞雑誌・シュレッダーくずをリサイクルする。 ②廃プラスチックの汚れをきれいに洗い落とし、リサイクルする。 ③マイ箸使用の促進。	
産業廃棄物排出量の削減	前年度から1%削減する	①排出される産業廃棄物から金属等を分別し、可能な限りリサイクルする。	
産業廃棄物受入量を増やし再生資源量を増やす	前年度から1%増やす	①受入廃棄物の収集先を拡大する。 ②受入廃棄物の処理を計画的且つスムーズに処理し、再利用できる資源を増やす。	



## 環境目標の実績

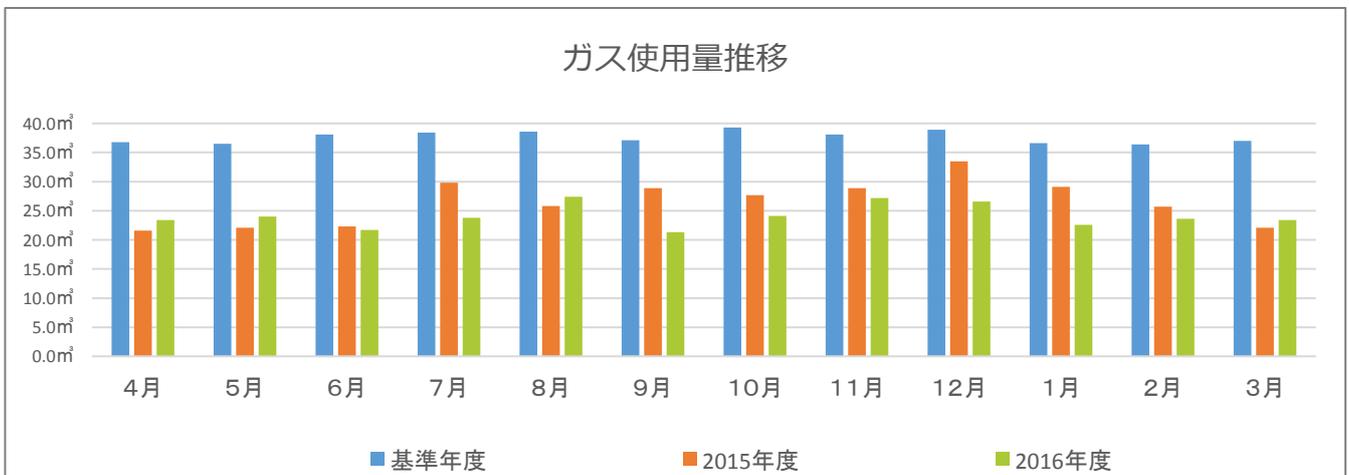
◆実績：電気使用量（単位：kWh） ※ ■ の月は前年度比使用量減少

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	31,624	38,128	31,590	29,294	32,879	28,234	28,482	29,576	38,367	35,925	36,999	41,227	402,325
2015年度 使用量	23,794	18,274	23,092	21,242	23,539	21,352	24,284	24,929	28,519	26,324	26,321	27,849	289,519
2016年度 使用量	24,796	23,797	20,507	19,186	22,096	18,574	17,898	20,637	26,153	21,932	21,914	27,216	264,706



◆実績：L Pガス使用量（単位：m<sup>3</sup>） ※ ■ の月は前年度比使用量減少

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	36.8	36.5	38.1	38.4	38.6	37.1	39.3	38.1	38.9	36.6	36.4	37.0	451.8
2015年度 使用量	21.6	22.1	22.3	29.8	25.8	28.9	27.7	28.9	33.5	29.1	25.7	22.1	317.5
2016年度 使用量	23.4	24.0	21.7	23.8	27.4	21.3	24.1	27.2	26.6	22.6	23.6	23.4	289.1

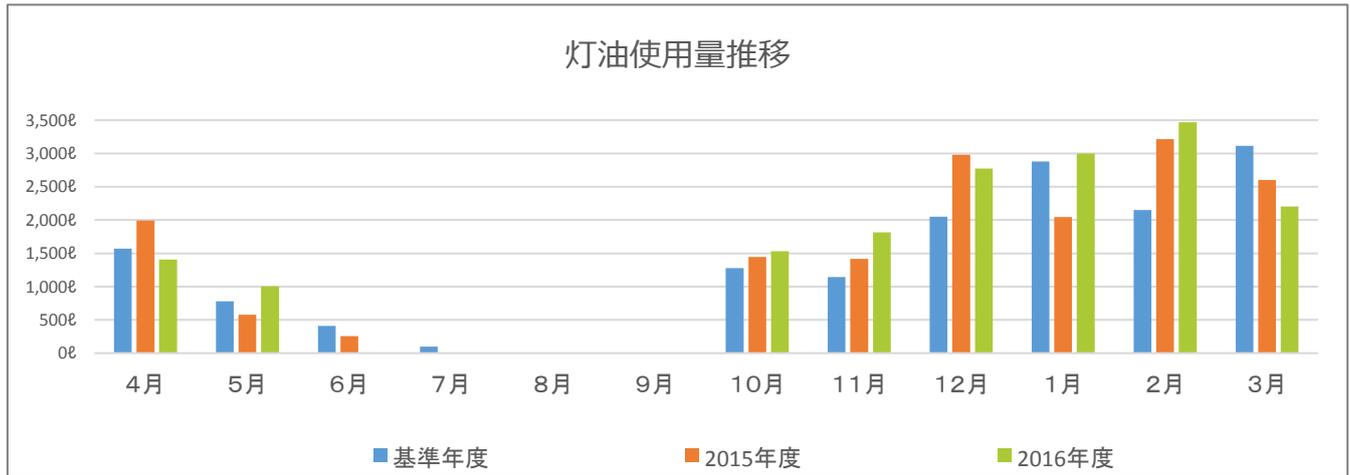




## 環境目標の実績

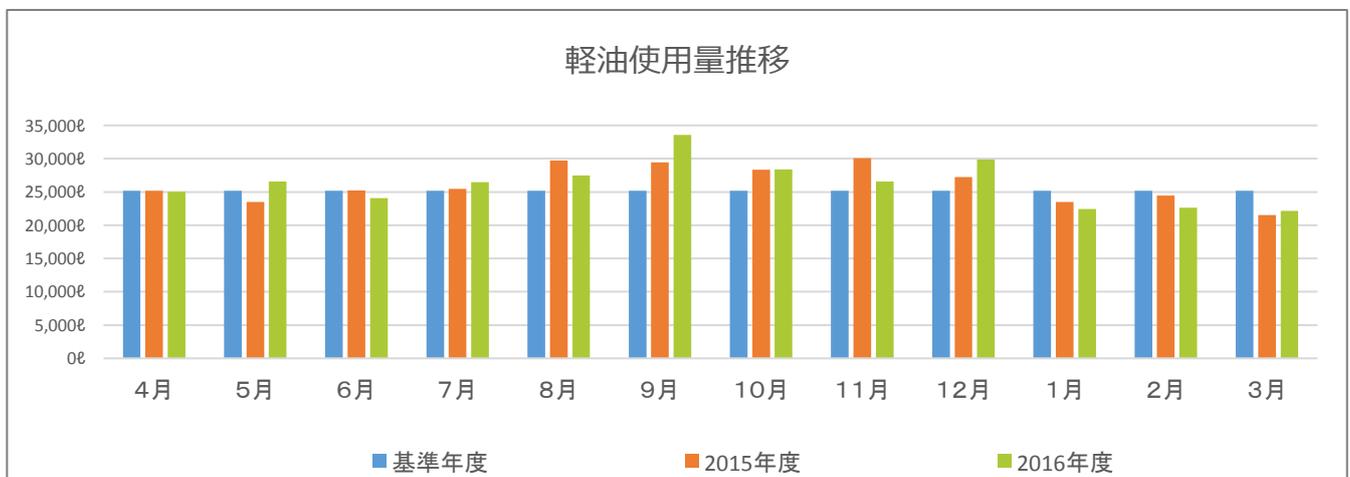
◆実績：灯油使用量（単位：ℓ） ※ ■ の月は前年度比使用量減少

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	1,571	780	408	98	0	0	1,279	1,142	2,052	2,882	2,150	3,115	15,477
2015年度 使用量	1,992	577	258	0	0	0	1,444	1,418	2,980	2,045	3,215	2,602	16,532
2016年度 使用量	1,406	1,004	0	0	0	0	1,530	1,813	2,777	2,998	3,470	2,202	17,199



◆実績：軽油使用量（単位：ℓ） ※ ■ の月は前年度比使用量減少

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	25,199	25,199	25,199	25,199	25,199	25,199	25,199	25,199	25,199	25,199	25,199	25,199	302,382
2015年度 使用量	25,181	23,517	25,208	25,462	29,758	29,469	28,366	30,065	27,240	23,523	24,462	21,519	313,770
2016年度 使用量	25,022	26,591	24,082	26,489	27,488	33,567	28,375	26,591	29,861	22,423	22,643	22,158	315,290

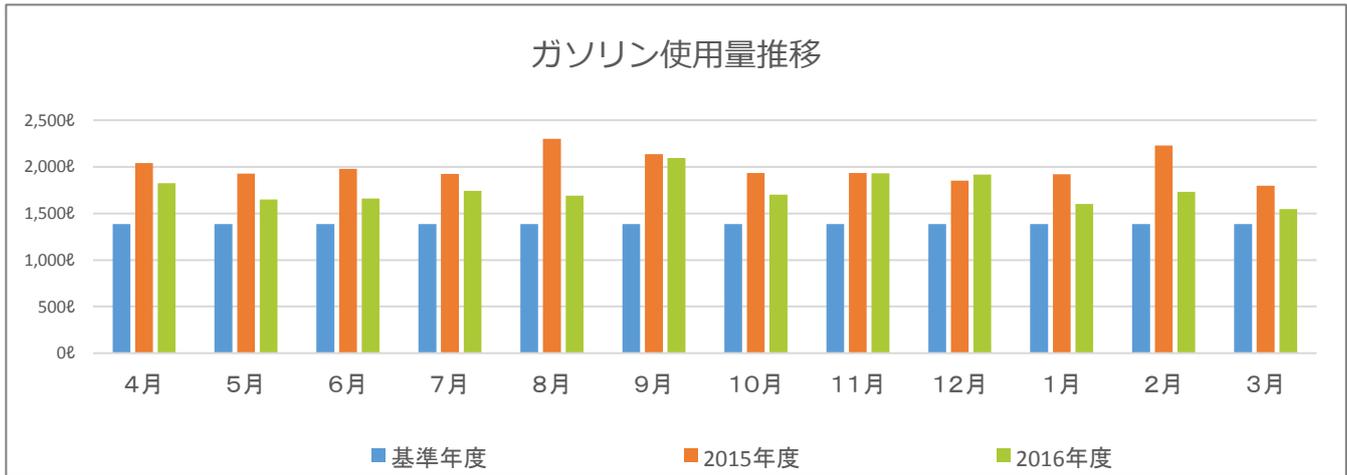




## 環境目標の実績

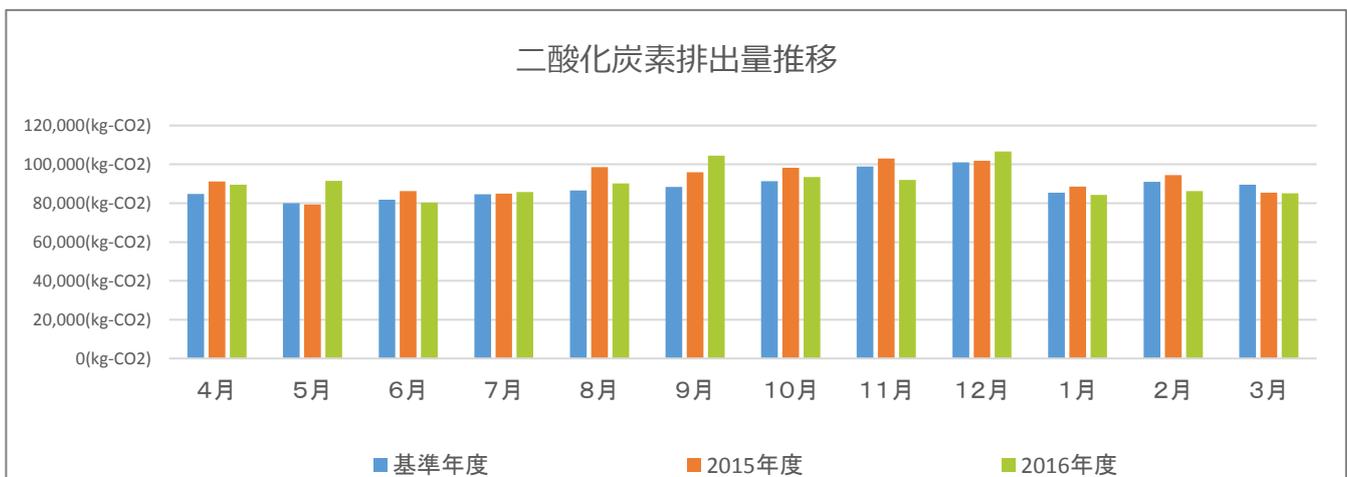
◆実績：ガソリン使用量（単位：ℓ） ※ 緑色の月は前年度比使用量減少

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	16,630
2015年度 使用量	2,040	1,928	1,978	1,924	2,299	2,134	1,935	1,932	1,853	1,920	2,227	1,798	23,968
2016年度 使用量	1,823	1,648	1,660	1,742	1,691	2,096	1,701	1,930	1,918	1,601	1,733	1,548	21,090



◆実績：二酸化炭素排出量（単位：kg-CO2） ※ 緑色の月は前年度比排出量減少

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2014年度)	84,732	80,061	81,736	84,534	86,606	88,429	91,357	98,960	100,976	85,369	91,056	89,464	1,063,280
2015年度 排出量	91,168	79,316	86,301	84,971	98,491	95,888	98,164	102,932	101,813	88,510	94,538	85,430	1,107,522
2016年度 排出量	89,489	91,457	80,239	85,763	90,237	104,449	93,473	91,989	106,577	84,258	86,301	85,081	1,089,314



### 二酸化炭素排出量計算方法

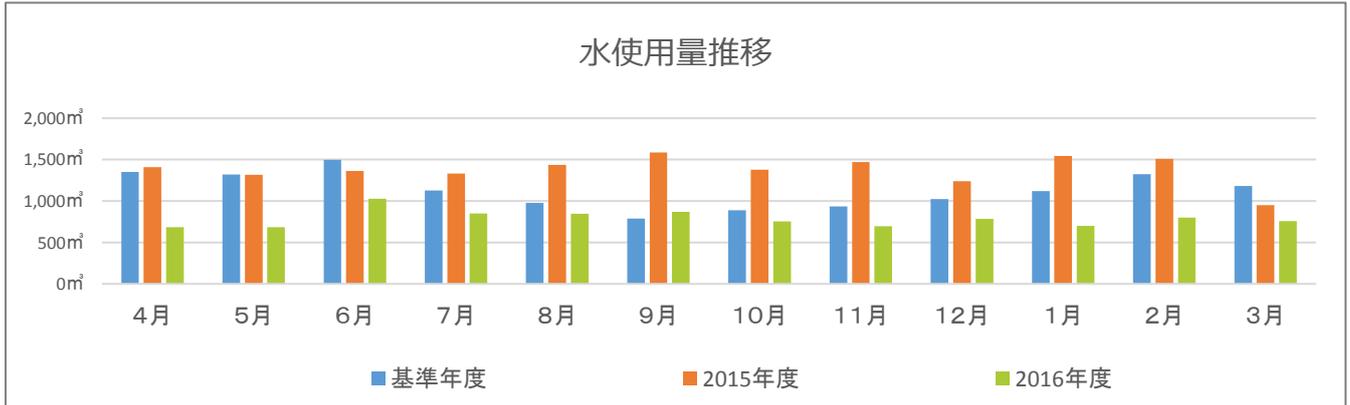
電気：電気使用量(kwh)×CO2係数(0.683：北海道電力㈱) ※CO2係数は2015年度から2018年度まで比較のため同じものを使用しています。  
 ガス：LPガス使用量(m³)×1.99(kg/m³)×発熱量0.0508(GJ/kg)×炭素排出係数16.1(kg-C/GJ)×44/12(CをCO2に換算) ※環境省のホームページより参照  
 灯油：灯油使用量(ℓ)×発熱量0.0367(GJ/ℓ)×炭素排出係数18.5(kg-C/GJ)×44/12(CをCO2に換算) ※環境省のホームページより参照  
 軽油：軽油使用量(ℓ)×発熱量0.0377(GJ/ℓ)×炭素排出係数18.7(kg-C/GJ)×44/12(CをCO2に換算) ※環境省のホームページより参照  
 ガソリン：ガソリン使用量(ℓ)×発熱量0.0346(GJ/ℓ)×炭素排出係数18.3(kg-C/GJ)×44/12(CをCO2に換算) ※環境省のホームページより参照



## 環境目標の実績

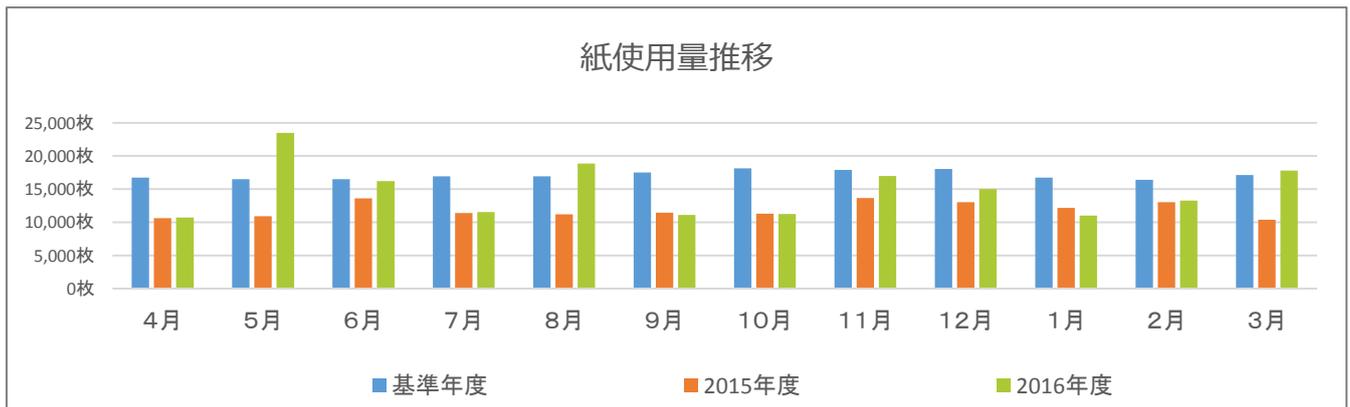
◆実績：水使用量（単位：m<sup>3</sup>） ※ 緑色の月は前年度比使用量減少

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	1,350	1,319	1,496	1,127	976	790	888	935	1,023	1,122	1,324	1,181	13,531
2015年度 使用量	1,410	1,318	1,362	1,334	1,436	1,585	1,378	1,473	1,241	1,544	1,509	952	16,538
2016年度 使用量	684	684	1,029	851	848	871	756	697	785	700	799	756	9,455



◆実績：紙使用量（単位：枚） ※ 緑色の月は前年度比使用量減少

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	16,725	16,525	16,525	16,925	16,925	17,525	18,125	17,925	18,025	16,725	16,425	17,125	205,500
2015年度 使用量	10,634	10,932	13,593	11,421	11,210	11,430	11,305	13,670	13,029	12,192	13,061	10,400	142,877
2016年度 使用量	10,743	23,514	16,240	11,564	18,859	11,130	11,270	17,005	15,000	11,012	13,301	17,820	177,458



◆実績：グリーン購入の促進（単位：品目） ※ 緑色の月は品目を追加できた分

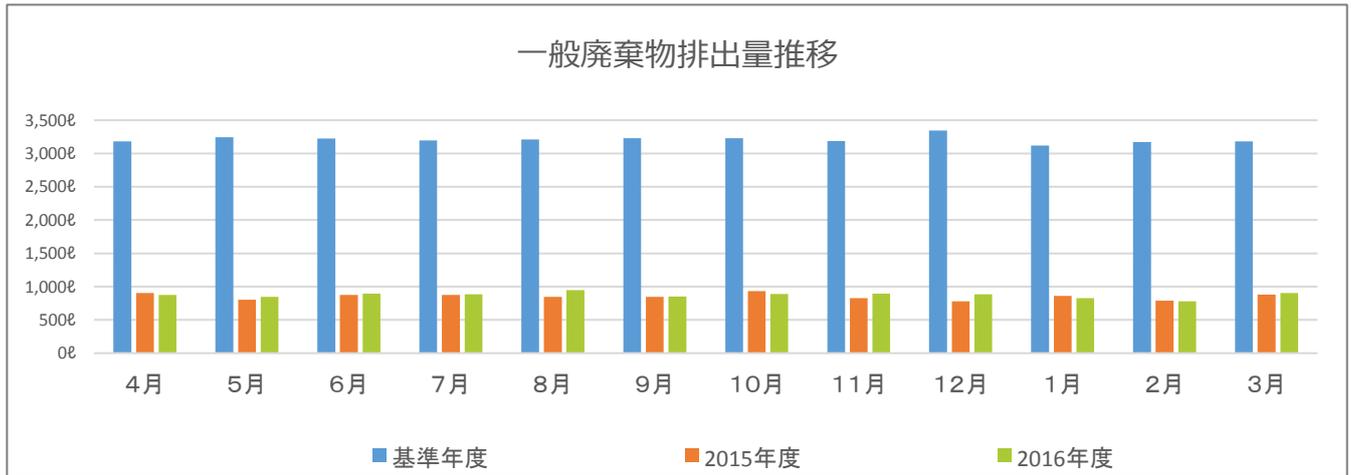
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2016年度 追加品目	紙類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文具	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2



## 環境目標の実績

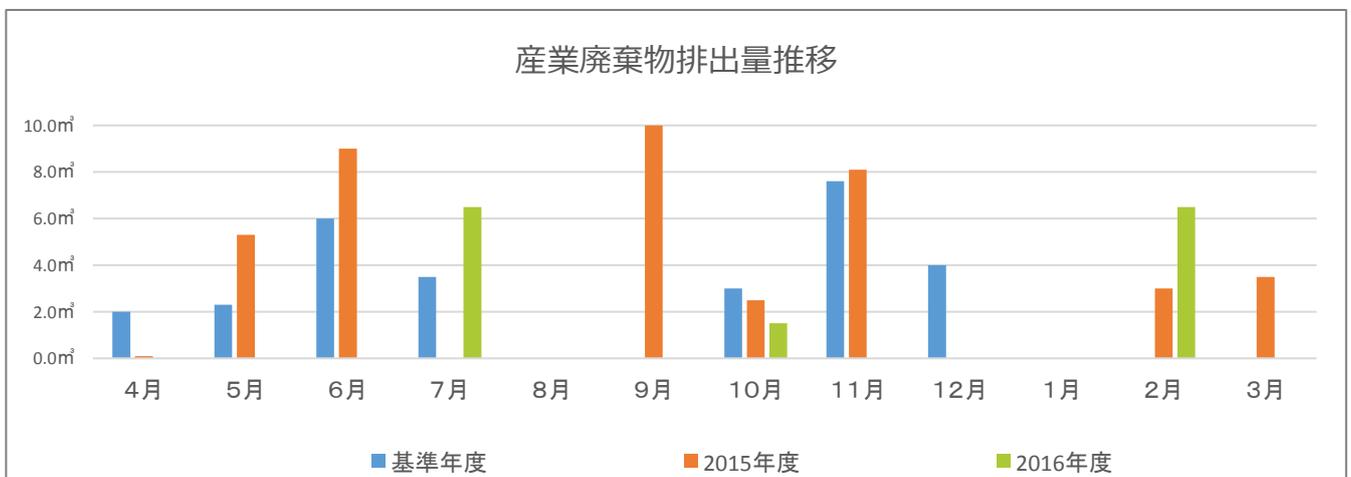
◆実績： 一般廃棄物排出量（単位：ℓ） ※ ■ の月は前年度比排出量減少

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	3,180	3,245	3,225	3,194	3,210	3,231	3,232	3,186	3,346	3,121	3,173	3,180	38,523
2015年度 排出量	905	805	875	875	845	845	933	825	780	860	790	880	10,218
2016年度 排出量	875	845	895	885	945	850	890	895	885	825	780	905	10,475



◆実績： 産業廃棄物排出量（単位：m<sup>3</sup>） ※ ■ の月は前年度比排出量減少

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2011年度)	2.0	2.3	6.0	3.5	0.0	0.0	3.0	7.6	4.0	0.0	0.0	0.0	28.4
2015年度 排出量	0.1	5.3	9.0	0.0	0.0	10.0	2.5	8.1	0.0	0.0	3.0	3.5	41.5
2016年度 排出量	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	14.5

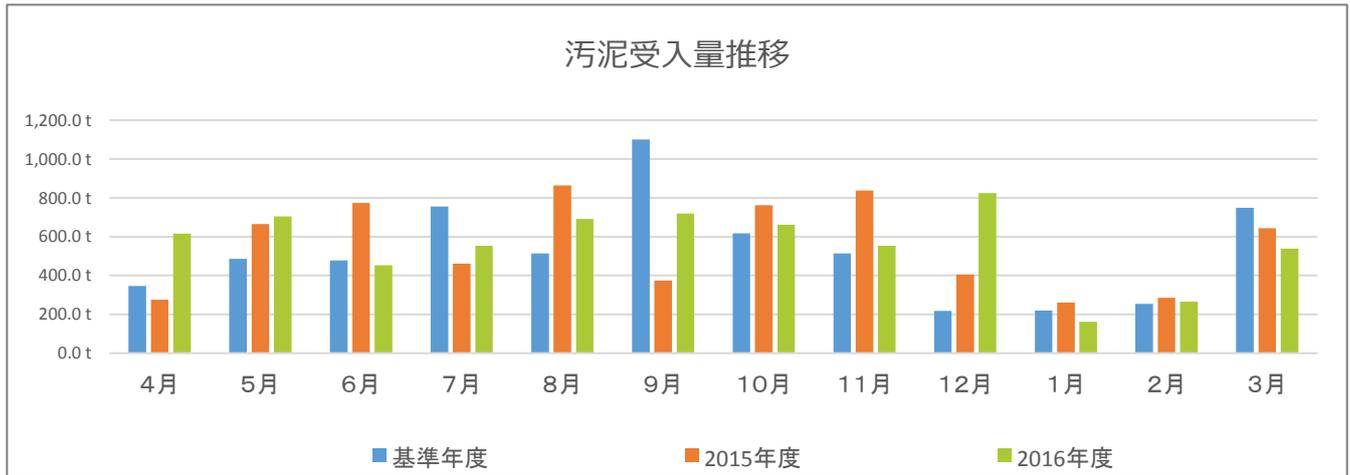




## 環境目標の実績

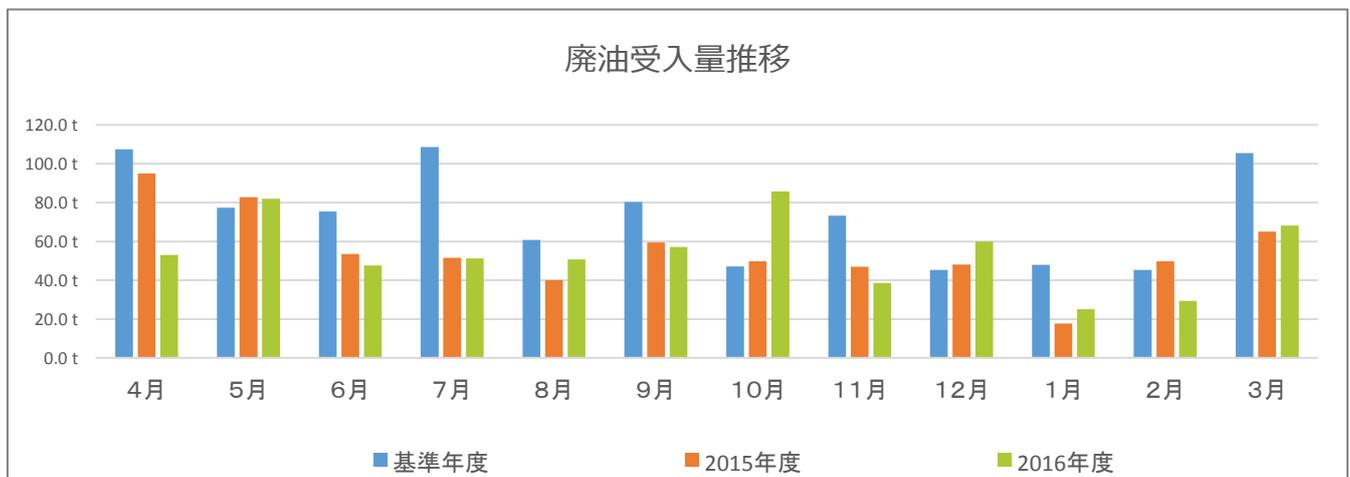
◆実績： 産業廃棄物（汚泥）の受入量増加（単位：t） ※ 緑色の月は前年度比受入量増加

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2014年度)	345.3	486.5	477.1	754.6	513.9	1,101.6	617.5	513.7	217.3	218.8	253.2	749.1	6,248.7
2015年度 受入量	275.8	664.5	773.2	460.6	864.5	373.8	762.7	836.9	405.6	261.3	285.7	642.8	6,607.2
2016年度 受入量	614.9	703.7	453.4	553.7	690.9	720.0	662.3	554.0	824.4	161.3	265.0	538.8	6,742.4



◆実績： 産業廃棄物（廃油）の再生資源量増加（単位：t） ※ 緑色の月は前年度比受入量増加

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調査年度 (2014年度)	107.5	77.3	75.4	108.7	60.7	80.3	47.0	73.2	45.2	48.0	45.3	105.4	874.0
2015年度 受入量	94.9	82.8	53.6	51.6	40.0	59.5	49.8	46.9	48.0	17.6	49.7	65.0	659.3
2016年度 受入量	53.0	81.9	47.6	51.2	50.7	57.2	85.8	38.5	60.0	25.0	29.3	68.1	648.2





## 環境活動計画の取組み結果とその原因・評価、次年度の取組み内容

項目	取組み結果とその原因・評価		次年度の取組み内容
電気 使用量の削減	○	・昨年度設備補修のために溶接機を使用したが、今年度は春先に使用しただけなので、その分の使用量が減少している。	・環境目標の施策内容に従い、更なる使用量削減に取り組む。 ・節電に取り組む意識は全体に浸透しているが、更なる節電のアイデアを募集して取り組む。
LPガス 使用量の削減	○	・前年同様、無駄な使用が減ったため目標達成できた。	・環境目標の施策内容に従い、更なる使用量削減に取り組む。
灯油 使用量の削減	×	・事務所の暖房機器が経年劣化のため、秋に新しい暖房機器を導入及び増設したので、灯油の使用量が増えた。 11月からの急激な冷え込みのため、暖房機器の燃焼時間が増えた。	・環境目標の施策内容に従い、更なるウォームピズに取り組む。
軽油・ ガソリン 使用量の削減	×	軽油 ・遠方の現場があったことと、灯油をエネルギー源とする特殊車両を用いて長時間作業にあたったことにより軽油の使用量が増えてしまった。	・環境目標の施策内容に従い、引き続きエコドライブに努めるように呼びかける。 ・各課において、定期・不定期に行っているミーティングにおいて、車両の事故撲滅・技術向上を必ず盛り入れて、燃料の使用量を抑える。
	○	ガソリン ・前年度と比べて遠方の営業が少なかったのと、車両が新しく入替になったものがあつたので、燃費が良くなった分、ガソリンの使用量が抑えられた。	
水 使用量の削減	○	・春先に漏水の修繕工事をしたところ使用量が大きく減少した。	・環境目標の施策内容に従い、引き続き節水を心がけると共に、使用量に大幅な増加がみられた場合は、すぐに漏水箇所がないか調査する。
紙 使用量の削減	×	・ISO9001に関する書類作成で大量にコピー用紙を使用したため使用量が増えてしまった。	・環境目標の施策内容に従い、更なる使用量削減に取り組む。
グリーン購入 の促進	○	・紙類、文具類の購入時は、必ず該当するグリーン商品がないかを確認し、購入可能範囲内の金額であればグリーン商品にすべて切り替えているため達成できた。	・引き続き紙類・文具類の購入はなるべくグリーン購入をし、環境への負荷を抑える。
一般廃棄物 排出量の削減	×	・昨年度から引き続き徹底した分別に取り組んできましたが、5月と8月に機密書類の廃棄をおこなった分の排出量が増えてしまった。	・環境目標の施策内容に従い、更なる排出量削減に取り組む。
産業廃棄物 排出量の削減	○	・自社からのゴミは徹底して分別したので、混合廃棄物の排出が減り、排出量を抑えることができた。	・環境目標の施策内容に従い、更なる分別を徹底して排出量削減に取り組む。
産業廃棄物の 受入量を増やし、再生資源 量を増やす	○	汚泥 ・汚泥の受入量は、昨年度同様順調に増加した。	・環境目標の施策内容に従い、更なる処理量を増やすために収集先を増やす活動に力を入れる。
	×	廃油 ・廃油の受入量は、昨年度より2%減と若干減少したが、新規の顧客は増えたので、引き続き収集先を増やす活動を継続継続する。	





環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

区分	法令等の名称	適用される要求事項	遵守状況		
基本	○環境基本法	・事業者の責務として活動に伴うばい煙、汚水、廃棄物等の処理 その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる	○		
	○北海道環境基本条例				
	○函館市環境基本条例				
	○札幌市環境基本条例				
	○北広島市環境基本条例				
	○循環型社会形成推進基本法			・事業者の責務として廃棄物になるものを抑制し、資源循環型の社会に変える	○
○北海道循環型社会形成の推進に関する条例					
廃棄物・リサイクル	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	・廃棄物の運搬・処分業許可の取得・変更等手続き ・事業の範囲の遵守 ・適正な契約の締結及び契約書の保管 ・ manifests の適正処理及び保管 ・廃棄物の飛散・流出・悪臭の発生がないように措置する ・処分実績の報告	○		
	○函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例				
	○札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例				
	○北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
	○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）			・ゴミのリサイクル化	○
	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）			・建築物解体時のリサイクル化	○
○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	・環境に配慮した商品（事務用品等）を率先して購入	○			
大気	○大気汚染防止法	・特定施設（ばい煙）の排出基準の遵守 ・測定の記録と保管	○		
	○北海道公害防止条例				
	○函館市公害防止条例				
水質	○水質汚濁防止法	・油及び有害物質の流出事故時の措置 ・排出基準の遵守 ・測定の記録と保管 ・貯油施設等の事故発生時の措置 ・廃油（ビルジ）の適正処理	○		
	○下水道法				
	○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律				
騒音	○騒音規制法	・特定施設の規制基準を遵守	○		
	○函館市公害防止条例				
振動	○振動規制法	・特定施設の規制基準を遵守	○		
	○北海道公害防止条例				
化学	○毒物及び劇物取締法	・毒物または劇物の取扱	○		
消防	○消防法	・消防用設備等の点検と報告 ・危険物取扱 ・火災予防上必要な事項	○		
	○函館市火災予防条例				
	○札幌市火災予防条例				
	○北広島市火災予防条例				
他	○金堀小学校からの要請	・朝の車両通行方向等について	○		

環境関連法規への違反、訴訟等はなく、地域からの指摘や苦情もありませんでした。





## 最高責任者による評価

### — 2016年度の環境改善活動について —

2015年に新たな3年間の環境目標を決め、2年目が終了しました。今年度の活動を検証してみると、まず水使用量が大幅に削減されたことを見ても分かるように、設備の老朽化により使用量が増加していたものを特定でき、それを改善することができました。

漏水個所の特定と修繕工事、暖房機器の故障等による入替及び増設、古くなった車両を燃費の良い新しい車両へ順次入替するなど、大幅な設備投資を断行した結果、CO<sub>2</sub>排出量の削減、水使用量の削減、化石燃料の使用量削減に繋がったと思います。

この状況を次年度にも生かされるよう、一人一人が高い意識を持って環境改善活動に邁進すると共に、2017年4月から社内の人事異動に伴い、次年度は最高責任者、環境改善活動の取組み体制が刷新されますので、新たな気持ちでスタートし、更なる環境改善活動に取り組んでまいります。

平成29年8月31日

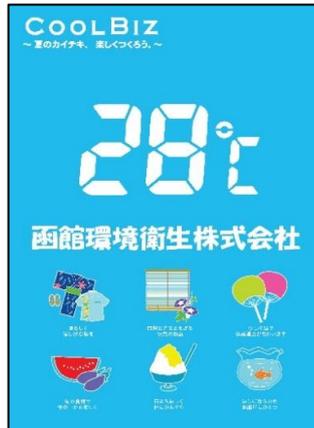
函館環境衛生株式会社

代表取締役会長 久保 俊幸



## 環境改善活動の様子

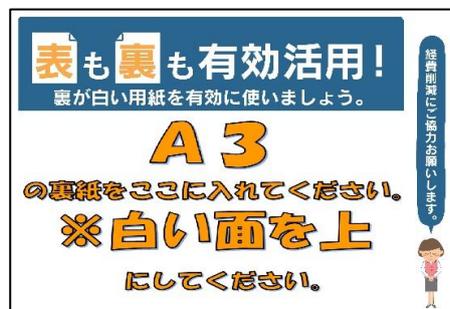
節電推奨のため、照明のスイッチ付近に節電の呼びかけを、社内にクールビス推奨ポスターを掲示



灯油の使用量削減のため、暖房機器等にウォームビス推奨ポスターを掲示



紙使用量削減のため、複合機付近に裏紙使用推進のポスターを掲示





## 環境改善活動の様子

周辺地域の清掃活動を毎月1日に行っています



海岸のボランティア清掃を行っています



各課において、環境活動等に関するミーティングを行っています



現場の作業を女性の視点から視察し、環境改善活動に生かせるアイデアを生み出す『なでしこパトロール』

